

日時：平成28年 9月27日（火）14:00～16:30

場所：武雄河川事務所佐賀庁舎 1階会議室

【出席者】

渡邊委員長、古賀委員、大串委員、山西委員、山本委員

【規約案等について】

- 規約については、規約（案）のとおり了承され、平成28年9月27日より施行となった。
- 規約第6条（公開）については、公開方法（案）のとおり了承された。

【要旨】 ■：委員 ○事務局

1. 嘉瀬川水系河川整備計画の点検について

1) 質疑

- 今年4月に発生した熊本地震による影響で、有明海沿岸道路は盛土崩壊等により一部通行止めになっており、有明海沿岸道路軟弱地盤対策工法技術検討委員会において、原因究明と対策を検討しているので、今後の河川堤防の耐震対策の進め方において、参考にしてほしい。
- 熊本地震では嘉瀬川においても緊急点検を行い、堤防に異常がなかったことを確認している。現段階では東日本大震災後に出された耐震性能照査指針を踏まえて点検等を実施しているが、今後、新しい知見等が出てきた場合は適切に対応していく。
- 嘉瀬川では、過去の災害等で緊急的に復旧した堤防と改修事業でしっかり造った堤防は安全度が違うと思うが、国が管理する前の堤防の材質など、過去の情報は把握しているのか。
- 国が管理する前の堤防がどのような材質で造られたかについては把握できていないが、これまで堤防等の地質調査を行っており、その調査結果に基づき、堤防の質的整備（ドレーン設置）など、必要な対策を実施しているところ。
- 近年では顕著な渇水はないようだが、嘉瀬川ダム completion前後の変化はどうなっているのか。
- 平成24年度に嘉瀬川ダム、平成20年度に佐賀導水事業が完成している。完成後にダム貯水率が低下したことがあるが、これらの施設の適切な水管理により顕著な渇水被害は生じていない。
- 「堤防の質的整備」と「危機管理型ハード対策」はどのような仕分けになっているのか。
- 「堤防の質的整備」は、堤防の地質調査結果に基づいて、浸潤線を下げるドレーン工の設置など、堤防の安全性を向上させる対策である。一方、「危機管理型ハード対策」は、洪水が堤防を越水した場合に決壊までの時間を遅らせるための対策である。
- 嘉瀬川では、嘉瀬川ダムの完成以降、上流からの土砂供給の輸送形態が変わってきているのではないかと。また、河床の変動等により植生の繁茂状況などが変化しているのであれば、今後の河川整備計画にも影響すると思われるので、縦断的な河道の状況

を教えてください。

- 概ね5年間隔で縦横断図の作成を行い河床の動きを調査している。通常時においても、巡視等で河川を見ていく中で、堆積傾向が見られる箇所等については必要な対策を実施していく。
- 「大井手堰上流部の河床上昇と竹林の繁茂等により河積が縮小傾向にある」と説明されたが、堰を造って河床が上昇することは最初から計画に見込んでいるのではないか。また、竹林は昔と比べて密度が大きくなったのか、または繁茂の範囲が広がったのか。
- 大井手堰完成後の将来的な河床の上昇は計画に見込んでいるが、整備計画策定時の想定よりも土砂堆積が進んでいる。水位上昇の要因となる河床上昇や竹林繁茂の状況については引き続き注視し、竹林の繁茂範囲の制限や密度調整など、適切な管理を実施していく。
- 尼寺地区の竹林は伐採する計画なのか。歴史的なもので簡単には切れないのではないか。適切な管理をお願いしたい。
- 竹林については、保全と伐採とのバランスを考慮するよう計画している。

2) 点検結果

嘉瀬川水系河川整備計画に基づいて、引き続き河川整備を実施していくこととする。

2. 嘉瀬川直轄河川改修事業の事業再評価について

1) 質疑

- 危機管理型ハード対策の実施予定箇所について
- 対策箇所については、現地を確認しながら構造等も含めて詳細に検討して進めていく。
- 昭和38年6月洪水と同規模の洪水が発生した場合の浸水被害を基にB/Cを計算しているが、破堤箇所についての考え方を教えてください。また、嘉瀬川ダムが完成するなど、当時とは状況が変化しているが、B/Cの評価に考慮しているのか。
- はん濫による浸水被害の範囲を3ブロックに分割し、各ブロックにおいて浸水被害の最も大きい破堤箇所を設定している。はん濫範囲は、平成19年整備計画策定時(ダムなし)、平成28年時点(現在のダムあり)、整備計画完成時でそれぞれ評価しており、整備計画完成時には、官人橋での通過流量1,500 m³/sの河道となることで、外水はん濫を防ぐ評価としている。
- 平成19年と平成28年と比較した場合、はん濫区域が変わっている。はん濫していなかった所が、時間の経過によってはん濫するようになっているがなぜか。
- はん濫解析において、堤防整備が進むことではん濫区域が変わってくる。下流側から整備を行っているため、ブロック内での最大はん濫となる破堤地点が上流側となったためである。
- 「B/Cで評価できない項目」の評価指標について、外水による被害人口の軽減数で評価するのは気になる。嘉瀬川の場合、外水被害がなくなっても、内水被害は発生

していると思われることから実際の洪水時とは違うのではないか

- 嘉瀬川直轄河川改修事業としては外水はん濫を対象としている。ただし、ご意見のように、佐賀のような低平地において、現実的に内水被害が発生していることから、（外水による）はん濫被害が解消されとすることを地域の方がどう思うかという懸念もあることから、懇談会の意見として整備局に報告する。

- 「5. 対応方針（案）」について、整備計画全体を説明する内容となるよう、再整理すること。記載内容は、委員長に一任する。

- 内容の再整理を行い、委員長へ確認をお願いする。

2) 事業再評価結果

嘉瀬川直轄河川改修事業は、引き続き事業を継続することです承する。

3. 嘉瀬川総合水系環境整備事業の事業再評価について

1) 質疑

- 支払い意思額の東山田地区196円、尼寺地区337円について、金額の違いの分析を行っているか。

- 東山田地区は平成22年度、尼寺地区は平成25年度にアンケートを実施しており、分析までは至っていないが、これらの結果を踏まえ、次回以降アンケートの参考としたい。

- 河川管理者として地元の将来を考えたアイデアや経営感覚を持つことが便益の向上に繋がる。新規箇所音無地区では地域の人集まり方、関与の仕方が不足しているのではないか。コストをかけなくても便益が向上するよう努めてほしい。

- 新規箇所音無地区については、ご意見を頂きながら、今後の方向性を見据えつつ、目標を設定し、事業を進めていく予定。

- モニタリング調査とあるが、何に対するモニタリングなのか。

- 水辺整備を行って川に親む、川の利用を促すといった観点から水辺整備を実施しているため、利用状況のモニタリングを行い、結果を今後の事業等に反映させていく予定。

2) 事業再評価結果

嘉瀬川総合水系環境整備事業は、引き続き事業を継続することです承する。